

## Ⅲ 再募集

一般選抜及び特別選抜の結果、合格者数が別に公示する募集定員に満たない場合には、再募集を実施する。

### 第1 実施校・学科（科）及び募集定員

再募集を実施する学校・学科（科）及び募集定員は、令和7年3月14日（金）午後4時以降に発表する。

### 第2 志願方法

#### 1 志願資格

志願者は、「Ⅰ一般選抜の第3志願方法の1」に該当する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜に志願した場合  
県内公立高等学校に合格しなかった者（病気、負傷等により、受検できなかった者を含む。）
- (2) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜のいずれにも志願しなかった場合  
県内外の国公立高等学校のいずれにも合格者となっていない者

ただし、県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者は、「Ⅰ一般選抜の第3志願方法の5の(1)のアからウ」に該当する者に限る。

#### 2 志願することができる学校・学科（科）及び学区

##### (1) 学校・学科（科）

ア 志願者は、再募集を実施する学校・学科（科）のうち、1学校の1学科（科）についてのみ志願することができる。ただし、再募集を実施する学科（科）が2以上ある学校に志願する場合は、志望順位を付して、学科（科）を併願することができる。

なお、くくり募集を実施している場合は、くくられている科を1科とみなす。

また、併願することができる学科（科）の数は学校ごとに定める（付属資料4参照）。

イ 他の課程を併願することはできない。

ウ 本校と分校等を併願することはできない。

##### (2) 学区

県内全域とする。

### 3 受付期間

入学願書〔再募集用〕（様式第14号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和7年3月18日（火）から令和7年3月19日（水）午後2時まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和7年3月19日（水）午後2時までに必着のこと。また、その場合、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

### 4 志願の手続等（付属資料9参照）

次の(1)～(3)以外については、一般選抜の志願の手続等に準ずる。

- (1) 志願者は、入学願書〔再募集用〕（様式第14号）を用いる。
- (2) 中学校長等は、再募集志願資格証明書（様式第15号）を添付する。
- (3) インターネットによる志願の手続は行わない。

### 5 県外（海外を含む。）からの志願

「I一般選抜の第3志願方法の5」に準ずる。

ただし、「I一般選抜の第3志願方法の5の(1)のエ及びオ」を除く。

## 第3 面接、作文及び小論文等

### 1 対象者等

志願者全員を対象に、面接を実施するとともに、作文又は小論文のうち一方を実施校が選択して用いる（付属資料6参照）。

なお、実技検査及び健康診断については、「I一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の2の(4)のウ及び3」に準ずる。

### 2 実施会場

志願先高等学校

### 3 実施期日及び日程

令和7年3月21日（金）

日 程	時 間	実 施 内 容
8:30 ～	—	受 付
9:00 ～ 9:50	50分	作文又は小論文
作文又は小論文終了後	—	面 接

## 4 内容及び方法

### (1) 面接

面接は、調査書の記載事項と関連して、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う。

### (2) 作文

作文は、主として、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等をみるもの又は校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関するものとする。

### (3) 小論文

小論文は、主として、与えられた資料に基づき、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度等をみるものとする。

## 第4 選 抜

### 1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

### 2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、面接及び作文（小論文）の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

## 第5 合格者の発表

### 1 発表期日

令和7年3月25日（火）正午以降

### 2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

## 第6 その他

上記以外の事項については、「I 一般選抜」の各項の規定による。

## IV その他

### 第 1 併設型高等学校における選抜

#### 1 実施校・学科（科）及び募集定員

(1) 併設型高等学校における選抜の実施校・学科（科）は、次のとおりとする。

実 施 校	学 科 (科)
沼津市立沼津高等学校	普 通
県立清水南高等学校	普 通
	芸 術
県立浜松西高等学校	普 通

(2) 当該高等学校に係る併設型中学校の生徒のうち、当該高等学校に入学を希望し、入学意思確認書（様式は当該高等学校長が定める。）を提出した者（以下、「入学予定者」という。）については、入学者の選抜は行わない。

入学意思の確認は、令和 6 年 11 月 29 日（金）までに実施校において行う。

なお、入学予定者のうち、他の高等学校等の入学者選抜に志願する者は、入学予定者としての資格を失う。

(3) 募集定員は、別に公示する第 1 学年生徒定員とし、定員の中には当該高等学校に係る併設型中学校からの入学予定者数を含むものとする。

#### 2 その他

併設型高等学校における入学者選抜については、「I 一般選抜」の各項の規定による。

### 第 2 障害等のある志願者に対する配慮

一般選抜及び特別選抜を受検する際、障害等のあることで、特別の配慮を希望する志願者は、「受検上の配慮願」（様式第 17 号）を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出する。提出に当たっては、中学校長等が配慮の必要性を判断し、配慮内容の妥当性について記載した資料（診断書等及び中学校等での学習・生活の様子等についての説明書（様式自由））を添付する。

一般選抜及び特別選抜においては、令和 7 年 2 月 13 日（木）までに提出する。ただし、提出期限以降に生じた病気、負傷等により配慮が必要となった場合には、速やかに志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出て、指示を受ける。

なお、実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、令和 7 年 2 月 21 日（金）までに、中学校長等を経由して「受検上の配慮通知」（様式第 18 号）により通知する。

再募集において特別の配慮を希望する場合は、志願することが決まり次第速やかに、志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出る。その実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、中学校長等を経由して通知する。

### 第3 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置については、「気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の措置について」（付属資料10参照）による。

なお、受検者等の安全確保については万全を期すこと。

### 第4 一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い

一家転住等による志願変更・入学変更については、【別記】「一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い」による。

なお、この「一家転住等による志願変更」は、「I一般選抜の第4志願変更」とは受付期間及び手続等が異なるので注意すること。

### 第5 他の都道府県へ転居する場合の手続

#### 1 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に転居する場合

- (1) 通学の便宜上、本県の最寄りの高等学校へ志願することが妥当な場合  
「I一般選抜の第3志願方法の5県外（海外を含む。）からの志願」による。
- (2) 転居先都県の公立高等学校へ志願する場合  
転居先都県教育委員会の規程による。

#### 2 その他の地域に転居する場合

転居先都道府県（市）教育委員会の規程による。

その際、本県教育長の証明が必要な場合は、「県外公立高等学校志願に関する証明書交付願」（様式第19号）により、中学校長等を通して高校教育課へ願い出る。

### 第6 入学者選抜に係る情報の提供及び開示

学力検査の結果、面接の結果等について、期間を定め、受検者本人からの請求に応じて、これを提供する（付属資料11参照）。

### 第7 その他

その他、必要な事項については、追って示す。

## 第8 照会先

本実施要領に関連する事項について、不明の点があった場合は、次に掲げる各課等（班）に照会すること。

### 1 県内の公立中学校の場合

- (1) 県内東部の公立中学校  
静東教育事務所地域支援課  
(郵便番号 410-8522 沼津市高島本町1-3 電話番号 055-920-2244)
- (2) 県内中部及び西部（静岡市及び浜松市を除く。）の公立中学校  
静西教育事務所地域支援課  
(郵便番号 436-0294 掛川市富部456 電話番号 0537-29-5533)
- (3) 静岡市内の公立中学校  
静岡市教育委員会学校教育課  
(郵便番号 424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話番号 054-354-2519)
- (4) 浜松市内の公立中学校  
浜松市教育センター  
(郵便番号 433-8104 浜松市中央区東三方町143-4 電話番号 053-439-3140)

### 2 県内の国・私立中学校及び県外（海外を含む。）の中学校等の場合

静岡県教育委員会高校教育課指導第1班  
(郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町9-6 電話番号 054-221-3114)